

24. 一方、UNSCEAR2013 年報告書の内容の恣意的な引用も目立ちます。UNSCEAR 報告書は福島原発事故の放射線被ばくによる疾患の可能性を排除してはいません。「報告」はこの事実を記載していません。なぜ記載しなかったのでしょうか。

(説明)

「報告」p.ii および p.2 には下記のように記述されています。

「原子放射線の影響に関する国連科学委員会 (United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation: 以下、UNSCEAR) は、福島原発事故を受けて、放射線の人体影響の科学的知見や事故後の被ばく線量の推定値から、「将来のがん統計において事故による放射線被ばくに起因し得る有意な変化がみられるとは予測されない、・・・」。

しかし、出典の UNSCEAR2013 年報告書は、実際には以下のように記述されています。

「本委員会は『識別可能な上昇なし』という表現を使用し、現在利用できる方法では放射線被ばくによる将来の疾病統計での発生率上昇を実証できるとは予想されないことを示唆した。これは、リスクがないあるいは、放射線被ばくによる疾患の症例が今後付加的に生じる可能性を排除するものではない……」(UNSCEAR2013 年報告書 71 頁 167 段落および 82 頁 219 段落)。

25. 前項で述べましたように、「報告」は、「UNSCEAR2013 年報告書は、有意な変化がみられるとは予測されないと述べている」と主張しています。しかし「有意な変化がみられない」ということは影響がないことを意味するわけではありません。このことは古くから注意喚起され、2016 年 3 月には米国統計学会が声明を出しています¹⁰。声明は政策上の意思決定にも言及して、p 値がある特定の閾値を切ったかどうかだけに拠るべきではない、としています。

また、「有意な変化がみられるとは予測されない」という理由が定かではありません。どのような理由でしょうか。

(説明)

出典の UNSCEAR2013 年報告書では福島原発事故での平均実効線量を約 10mSv 程度と評価して、固形がん統計ベースラインからのリスク上昇が小さいので、実証できるとは予想されないとしています (UNSCEAR2013 年報告書 72 頁 171 段落および 82 頁 220 段落)。しかしこれは、福島原発事故の健康影響を疾患統計からは識別しにくいというだけのことと思われる。チェルノブイリの汚染地域 (Cs137 土壌沈着 37kBq/m² を超える) の場合、UNSCEAR の評価に基づいて国連環境計画が 1986~2005 年における積算の平均実効線量は 9mSv としています (国連環境計画 p.44 および UNSCEAR2013 年報告書付属書 D 表 B13, p.138)。福島原発事故とチェルノブイリ原発事故の被ばく線量が同程度であることを示すものといえます。

26. 「報告」は福島原発事故で「有意な変化がみられるとは予測されない」ことを前提として、リスクコミュニケーションや情報発信、社会科学的な判断が重要だとしています。「社会科学的判断」とはどのような判断を指すのでしょうか。UNSCEAR 報告にある、被ばくによる疾患の可能性に触れないということは、UNSCEAR とは異なる見解を持っているということでしょうか。UNSCEAR と共通の見解だとすれば、被ばくによる疾患があるとしても影響を少なくする対策はいらないと考えているのでしょうか。もしそうならば、その理由は何でしょうか。被ばくを少なくするための対策についてはどの

学』(岩波書店) 第 84 巻 11 号、2014 年 11 月 ; 1175-1184

¹⁰ Ronald L. Wasserstein & Nicole A. Lazar, The ASA's Statement on p-Values: Context, Process, and Purpose, The American Statistician, 70:2, 129-133, 2016.
<https://doi.org/10.1080/00031305.2016.1154108>

ように考えているのでしょうか。

27. 「国際的機関」として、UNSCEAR や ICRP の見解が取り上げられていますが、これらの機関よりも、より科学的なグループである米国科学アカデミーによる「低線量電離放射線の健康影響 (BEIR VII)」（2006 年）を取り上げていないのはなぜでしょうか。また、2012 年以後大規模疫学調査が多数発表され¹¹、数 mSv でも有意に小児白血病や固形がんが増加する事が判明しているにもかかわらず、そうした見解について触れられていないのはなぜでしょうか。
28. 「専門家間の見解に相違があること」があげられています (p.iii, 9, 14,16) が、その分析やどのように対応すべきかについて論じるべきではないのでしょうか。健康影響が少ないもしくは無視できるとする側の引用は行われていますが、健康影響に警鐘をならす見解については取り上げていないのはなぜでしょうか。
29. 胎児の被ばくによる発がんリスクが大きいことを注意喚起しないのはなぜでしょうか？ (p.3, p.9)
胎児の被ばくによる発がんリスクが大きいことについて、妊婦のみならず社会に注意喚起をしないでよいのでしょうか？

（説明）

「報告」は、「有害な組織反応（確定的影響）：胎児影響は、さまざまな有害な組織反応の中でも最も感受性の高い影響の一つである」、「発がん：胎児の生涯がんリスクは乳幼児と同程度、すなわち全人口についての放射線誘発がんリスクは最大でも3倍程度である」（p.3）としながら、次世代への影響に関する社会の受け止め方（p.9）では、以下のように記述しています。

「胎児影響は、福島原発事故による健康影響の有無がデータにより実証されている唯一の例である。（中略）福島原発事故から一年後には、福島県の県民健康調査の結果が取りまとめられ、福島県の妊婦の流産や中絶は福島第1原発事故の前後で増減していないことが確認された。そして死産、早産、低出生時体重及び先天性異常の発生率に事故の影響が見られないことが証明された。

専門家間では組織反応（確定的影響）である「胎児影響」と生殖細胞の確率的影響である「遺伝性影響（経世代影響）」は区別して考えられており、「胎児影響」に関しては、上記のような実

11

- 1) Ozasa K. et al. Studies of the Mortality of Atomic Bomb Survivors, Report 14, 1950-2003: An Overview of Cancer and Noncancer Diseases. *Radiat Res.* 177, :229-243, 2012.
- 2) Mathews JD et al. Cancer risk in 680,000 people exposed to computed tomography scans in childhood or adolescence: data linkage study of 11 million Australians. *BMJ.* 346, 2360-2378, 2013.
- 3) Pearce MS et al. Radiation exposure from CT scans in childhood and subsequent risk of leukemia and brain tumors: a retrospective cohort study. *Lancet*, 30, 499-505, 2012.
- 4) Kendall GM et al., A record-based case-control study of natural background radiation and the incidence of childhood leukaemia and other cancers in Great Britain during 1980-2006 *Leukemia.*, 27, 3-9, 2013.
- 5) Richardson DB et al. Risk of cancer from occupant exposure to ionizing radiation: retrospective cohort study of workers in France, the United Kingdom, and the United States (INWORKS). *BMJ*, 351, h5389, 2015.
- 6) Leuraud K et al. Ionising radiation and risk of death from leukaemia and lymphoma in radiation-monitored workers (INWORKS): an international cohort study. *Lancet Haematol.* Jul;2(7):e276-81, 2015.
- 7) Spycher BD et al. Background ionizing radiation and the risk of childhood cancer: A census-based nationwide cohort study. *Environ. Health Perspectives*, 123, 622-628, 2015.

証的結果を得て、科学的には決着がついたと認識されている。」

しかしながら、(3)④“次世代への影響に関する社会の受け止め方”で、(1) ①“子どもの放射線被ばく健康影響に関する国際機関の見解”にある、子宮内被ばくの影響としての発がん（確率的影響）に言及しないのは、発がんについても決着がついているかのように錯覚させるのではないのでしょうか？

30. UNSCEAR 報告書の引用として「遺伝性影響はみられない」(p.2) という見解を記述していますが、同報告書を読む限り、小さいにしても可能性を排除してはいません。それを記述しないのはなぜでしょうか。

(説明)

UNSCEAR2013 年報告書では、遺伝性影響について、「福島第一原発事故で被ばくした人の子孫に遺伝的な疾患が増加するとも予測していない。(UNSCEAR2013 年報告書 83 頁 224 段落)」としていながらも、「しかし、動植物に対する実験的研究では、放射線が遺伝性影響を誘発し得ることが実証されており、この点に関して、ヒトが例外である可能性は低い。(中略) ある種の全身被ばくにおいて、個人の子孫が遺伝性疾患を発症する推定リスクは、平均して、当該個人自身のがんリスクの 10 分の 1 より小さい。(UNSCEAR2013 年報告書 71 頁 166 段落および 236 頁 E13 段落)」とあります。

UNSCEAR は、遺伝性影響のリスクは小さいにしても本人の疾患と同様に可能性を排除していないのではないのでしょうか。

31. 「報告」は、全体を通して文献の引用に一貫性がなく、被ばくによる影響がないとする文献が強調されています。これによって、現在の科学的知見が歪曲されています。

(説明)

例えば、「2 子どもの放射線被ばくの影響 (1) 子どもの放射線被ばくによる健康影響に関する科学的根拠 ① 子どもの放射線被ばく健康影響に関する国際機関の見解」として、「A 有害な組織反応（確定的影響）」「イ 発がん（確率的影響）」については UNSCEAR2013 年レポートを引用しているが、「ウ 遺伝性影響」については、UNSCEAR 2001 年と古いレポートに基づいて記述しています。「エ 子宮内被ばくの影響」については、UNSCEAR2013 年には含まれていないためだと思われますが、科学的知見をまとめた UNSCEAR ではなく ICRP の 1990 年、2007 年勧告が引用されています。UNSCEAR は、2010 年に低線量被ばくに関する短い報告をまとめており、こちらを引用すべきではないのでしょうか。

このように最新の国際機関による科学的知見が引用されていないだけでなく、引用の方法にも偏りがあります。

前述の「イ 発がん（確率的影響）」については UNSCEAR2013 年レポートにある、部位別の結果を紹介しています。ただし、原文ではエビデンスレベルも明示されていますが、報告書・表 1 では、削除されています。例えば、子供の方が感受性が低いとされている肺について、UNSCEAR2013 年の Table13 では、エビデンスレベルは moderate に過ぎません。これに対して、子供の方がリスクが高い breast, brain, thyroid, leukemia のエビデンスレベルは strong となっています。科学的知見としてはエビデンスレベルが高いものを優先すべきですが、「報告」では、エビデンスレベルについて紹介していません。なお、子供にはすべての部位があるので、部位別にリスクの高低を議論する必要はありません。

「エ 子宮内被ばくの影響」について、UNSCEAR(2011)では、子宮内被ばくでの胎児は特に感受性が高く、10mSv でもリスクが上昇することが述べられています。このように 10mSv でもリ

スクがあることが UNSCEAR で認められているにもかかわらず、ここで取り上げられていないのも極めて大きな問題といえます。

また、最後の「③ LNT モデルをめぐる議論」で、「最近では、100mSv 以下の被ばくによる有意な健康影響を示したとする疫学調査の結果が原発労働者や医療被ばくなどの積算線量との関係から報告されているが、こうした研究を LNT モデルが科学的に実証された根拠として認めるかどうかには、専門家間での見解の相違がある。」(p.16)とありますが、相違を主張する文献が引用されていません。あるとしても、私たちの知る限り、Nagataki and Kasagi(2015)¹²のようなレターレベルであるはずで、エビデンスレベルには格段の違いがあります。

このように、最新の科学的な知見を引用していないだけでなく、記述についても放射線のリスクを低くみせる方向に偏っていると言えます。

以上です。

よろしくお願い申し上げます。

¹² Nagataki, S and Kasagi, F, "Inworks Study: Risk of Leukaemia from Protracted Radiation Exposure," The Lancet Haematology, 2 (10), e404. 2015

賛同人（五十音順、敬称略）

青山浩一／医療法人孝星会ますみクリニック 院長（内科医）
 蟻塚亮二／メンタルクリニックなごみ 所長（精神科医）
 安藤泰至／鳥取大学医学部 准教授（生命倫理・死生学）
 池田光穂／大阪大学 CO デザインセンター 教授・副センター長（医療人類学）
 伊藤延由／飯舘村在住（農業）
 糸長浩司／日本大学生物資源科学部 特任教授（建築・地域共生デザイン）
 牛山元美／さがみ生協病院 内科部長（循環器専門医）
 打出喜義／小松短期大学 特任教授（産婦人科医）
 大瀧 慈／広島大学名誉教授、前・広島大学原爆放射線医科学研究所放射線影響評価部門教授
 （統計学、計量生物学）
 大浜和憲／公立松任石川中央病院（小児外科医）
 大平政樹／石川県保険医協会 会長（外科医）
 尾崎 望／京都民医連かどの三条こども診療所 所長（小児科医）
 香川知晶／山梨大学 名誉教授（哲学・生命倫理学）
 河野 晃／石川県（小児科医）
 鬼頭秀一／星槎大学 教授（環境倫理学）
 小池昭夫／埼玉協同病院健康増進センター（内科医、保健予防、労働衛生）
今田かおる／緩和ケア医
 齋藤典才／城北病院 副院長（外科医）
 清水奈名子／宇都宮大学国際学部 准教授（国際関係論）
 白崎良明／核戦争を防止する石川医師の会（内科医）
 菅谷 昭／（甲状腺外科専門医）
 鈴木 譲／東京大学 名誉教授（魚類免疫学）
 宗川吉汪／京都工芸繊維大学 名誉教授（生命科学、生物化学）
高岡 滋／神経内科リハビリテーション協立クリニック（神経内科）
 高橋征仁／山口大学人文学部 教授（社会学）
 田口卓臣／宇都宮大学国際学部 准教授（哲学）
 種市靖行／桑野協立病院 非常勤医師（整形外科医）
辻内琢也／早稲田大学人間科学学術院（心療内科、医療人類学）
 中里見 博／大阪電機通信大学 教員（憲法学）
 蓮井誠一郎／茨城大学人文社会科学部 教授（国際政治学、平和学）
 原口弥生／茨城大学人文社会科学部 教授（環境社会学）
平川秀幸／大阪大学 CO デザインセンター教授（科学技術社会論）
 細川弘明／京都精華大学人文学部 教授（環境社会学）
 武藤一彦／むとう小児科医院 院長（小児外科医）
 村田祐一／むらた小児科 院長（小児外科医）
 森田康彦／歯科放射線専門医、いわき市在住（放射線画像工学、歯科放射線学）
 吉田 均／よしだ小児科クリニック 院長（小児科医）

(別紙)

質問書の連名賛同者のひとりである大瀧慈 広島大名誉教授（統計学、計量生物学：前・広島大学原爆放射線医科学研究所 放射線影響評価部門教授、現・放射線影響研究所 統計部顧問）からは、以下のコメントがありましたので、追補事項としてお伝えいたします。

分科会報告「子どもの放射線被ばくの影響と今後の課題」の中では、福島原発事故被災における本質的曝露要因である「放射性微粒子」の吸引による内部被曝の健康影響が扱われていないようです。福島事故の場合、セシウムボールと呼ばれる非水溶性放射性微粒子の生成が報告されています。これは放射性微粒子の一種ですが、体内に取り込まれて、臓器に吸着した場合には、局所的に超高線量率の被曝領域が発生します。

この場合の内部被曝の影響は、「低線量放射線被曝」および「高線量放射線被曝」の特徴が同時に伴われることにあり、従来の内部被曝の健康影響評価が適用できない可能性があるという未解決問題が提起されています。放射性微粒子被曝による発がんなどの健康影響については、そのRBE（生物効果比）が不明であるため、GyからSvへの変換は現状ではできない（方法が確立されていない）はずなのに、内部被曝の健康影響の評価がSvを用いて行われようとされています。放射線医学（生物学）の真の専門家がこのような提言書を作成するとは考えられません。現時点で、学術会議の名前を使って発信されることに、強く反対いたします。

Newsletter

SCIENCE COUNCIL OF JAPAN SECTION I

CONTENTS

■ 第24期の発足にあたって

第一部長 佐藤岩夫 (1)

■ 第一部役員からの挨拶

副部長・藤原聖子 (4) 幹事・橋本伸也 (4) 幹事・町村敬志 (5)

■ 第一分野別委員会委員長からの挨拶

言語・文学委員会	松浦 純 (7)
哲学委員会	戸田山和久 (8)
心理学・教育学委員会	亀田 達也 (9)
社会学委員会	遠藤 薫 (9)
史学委員会	久留島典子 (11)
地域研究委員会	宮崎 恒二 (12)
法学委員会	松本 恒雄 (13)
政治学委員会	古城 佳子 (14)
経済学委員会	北村 行伸 (15)
経営学委員会	徳賀 芳弘 (16)

第24期の発足にあたって

第一部長 佐藤岩夫

10月3日に開催された第一部の部会におきまして、第24期の第一部の役員として、部長に私（法学）、副部長に藤原聖子会員（哲学）、幹事に町村敬志会員（社会学）および橋本伸也会員（史学）の4名が決定しました。これから3年間、会員、連携会員の皆様のご協力を得て、日本の学術と人文・社会科学の発展のために微力を尽くしてまいります。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

今期の第一部が取り組むべき課題は、今後拡大役員会等の議論も踏まえて全体像を整理したと思いますが、私自身は、当面、次の二つがとくに重要と考えています。

第1は、前期の3年目（今年6月1日）に第一部が発出した提言『学術の総合的發展をめざして：人文・社会科学からの提言』（以下、単に『提言』と言います）のさらなる具体化と実現です。『提言』は、今日の人文・社会科学をめぐる状況と課題を整理した上で、学術の総合的發展のために、①教育の質向上と若者の未来を見据えた高等教育政策の改善、②研究の質向上の視点からの評価指標の再構築、③大学予算と研究資金のあり方の見直し、④若手研究者と女性研究者の支援の本格化、⑤総合的学術政策の構築の5点を提言しています。

今回の『提言』が検討された直接的な契機の一つは、ご存じのように、国立大学法人に対する2015年6月8日の文部科学大臣通知です。しかし、『提言』の基盤には、日本学術会議、とくに第一部の長い取り組みの蓄積があります。『提言』の中でも言及されていますが、2001年には日本学術会議の声明『21世紀における人文・社会科学の役割とその重要性：「科学技術」の新しいとらえ方、そして日本の新しい社会・文化システムを目指して』が発出され、2010年には、日本学術会議が総力を挙げて取り組んだ「日本の展望」プロジェクトの一環として『日本の展望：人文・社会科学からの提言』が発出されています。両者とも、日本の学術において人文・社会科学がはたすべき役割と責務を強調するとともに、具体的提案を行い、とりわけ2010年の提言では、人文・社会科学が目指すべき方向性として、①社会のシナリオの総合設計の舵取り、②人類社会の持続可能性の発展への貢献、③社会的・文化的多様性に根ざす人間の尊



厳と主体的自由の追究、④人々の多様性の承認を求めたジェンダー研究の推進、⑤日本社会の市民的教養の形成、⑥方法としての対話とネットワークの形成、⑦人文・社会科学を発展させる総合的学術政策の構築を提案しています。

『提言』は、このような従来の蓄積の基盤の上に立ってそのバージョンアップを試みたものであり、その内容をさらに具体化し、成果を上げていくことが、第24期の重要な課題となります。この課題は、第一部付置の各分科会で取り組む予定であるほか（第一部付置の分科会は、現在、前期から継続する「国際協力分科会」「科学と社会のあり方を再構築する分科会」「人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会」「総合ジェンダー分科会」の4つですが、独立に検討すべき課題が明らかになれば、新たな分科会を設置することもあり得ます）、現在三成副会長の下で任務および組織の再編が行われつつある科学者委員会およびその分科会においても中心的な検討課題になると予想されます。第一部の会員、連携会員の皆さんには、それぞれの委員会・分科会において、積極的な取り組みをお願いします。

今期の重要な課題のもう一つは、科学者コミュニティの代表機関としての日本学術会議の意思の形成および社会への発信のあり方の検討です。

日本学術会議が、日本の社会や学術がかかえる重要課題について、日本の科学者コミュニティの代表機関として意思を形成し社会に発信する重要な役割を期待されていることはいうまでもありません。私自身、前期に参加した「安全保障と学術に関する検討委員会」における審議と声明の取りまとめの過程において、そのことをあらためて強く感じました。他方、これも前期の経験から痛感したことです。日本学術会議が科学者コミュニティの代表機関として意思を形成し表出することには大きな社会的責任が伴います。

このことに関連して最近、福島第一原子力発電所事故がもたらした問題への対応をめぐる学術会議の二つの文書をめぐって、それぞれの内容もさることながら、その相互の整合性に検討すべき課題があることを指摘される機会がありました。二つの文書のうちの一つは「個人の線量や影響に関する情報を知る・知らされることは、当人や家族の精神的負担に成り得ることを認識し、検査に当たっては現場での丁寧な説明を徹底するとともに、『過剰診断』や『知らない権利への配慮』に関して医療倫理面からの議論を深めるべきである」とし（報告『子どもの放射線被ばくの影響と今後の課題』、2017年9月1日）、もう一つは、「自らの健康状態について知り、必要な場合は医療上の措置を安心して受けられることは、意に反して放射線被ばくを受けた被災者の権利」としてしています（提言『東日本大震災に伴う原発避難者の住民としての地位に関



する提言』、2017年9月29日）。二つの文書が設定する課題や上記引用の文脈には違いがあるため、一概に矛盾・不整合とまでは言えないかもしれませんが、同時並行的に審議が行われ、ほぼ同時に社会に発信された文書のなかで、一方で「知らない権利」、他方で「知る権利」がそれぞれ強調されたことは、日本学術会議全体として、何らかの連絡・調整の仕組みが求められる場面であったようにも感じます。

これはごく一例ですが、学術会議の意思の形成と社会への発信のあり方をめぐる課題は、さまざまな場面で、今後益々重要な問題となってくると思います。東日本大震災および福島第一原子力発電所事故との関係で言えば、それは、第一部付置の「科学と社会のあり方を再構築する分科会」が取り組むべき課題そのものですが、より広くは、ゲノム編集や遺伝子治療、AI等の問題を含めて、日本学術会議が、各分野の専門的知見を踏まえつつも、それだけにとどまらず、分野を超えた総合的な知見や提言を示すためにどのようなプロセスを経るべきかが問われています。

福島第一原子力発電所事故をめぐる第22期の第一部の取り組みの成果である『科学不信の時代を問う：福島原発災害後の科学と社会』（島菌進他編、合同出版、2016年）の中で、広渡清吾元会長は、学術会議が科学者コミュニティの代表機関として活動する場合の意思の形成・表出のプロセスの問題に触れて、科学者コミュニティとしての自覚的に調整された情報とオプションを提示する“organized voice”であることの重要性を指摘しています（同書97頁。念のためですが、そこでは、この“organized voice”は、少数を排除した「統一見解」や多数決による意見の集約の類いとはまったく別物であることも明確に指摘されています）。かねてから指摘されている、各期の期末に多数の提言等が集中する問題や、査読のあり方、同時並行的に進行する分野別・機能別・課題別各委員会の審議の連絡・調整の体制等、日本学術会議が、科学者コミュニティの代表機関として意思を形成・表出するプロセス自体に反省的な検討を加え、具体的な改善方向を見出すことは、今期の学術会議が全体として、そして第一部もまた主体的・積極的に取り組むべき重要な課題の一つです。

以上2つの課題に限定して述べましたが、もちろん、今期の第一部が取り組むべき課題はこれに限られるものではありません。会員、連携会員の皆さんには、お気づきのことがあれば随時、分野別委員会を通じて、あるいは第一部の役員に直接、課題として提起していただきますようお願い申し上げます。それぞれの課題の性質に応じて適切な検討体制を整え、今期の活動の充実につなげてまいります。



府日学第969号－1
平成30年6月27日

科学と社会委員会委員長
渡辺 美代子 殿

日本学術会議会長
山 極 壽

公印省略

サイエンスアゴラ 2018（年次総会）の後援について（審議付託）

標記について、別添のとおり申請がありましたので、貴委員会の御意見（可否を含む）を平成30年7月12日（木）までに御回答ください。

○日本学術会議後援名義承認基準への該当性について(企画課検討)

申請シンポジウム等名:サイエンスアゴラ2018
 主催者名:国立研究開発法人科学技術振興機構
 申請者名:国立研究開発法人科学技術振興機構理事長 濱口 道成

(1) 主催者

主催者が、次の各号のいずれか一つに該当するものであること。

ア 日本学術会議協力学術研究団体	
イ 国の行政機関(独立行政法人等を含む。)	○
ウ 地方公共団体	
エ 大学等の高等教育機関	
オ 公益法人(宗教法人を除く。)	
カ 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関	
キ その他上記各号に準ずると認められるもの	

(2) 会議の内容

会議の内容が、次の各号に適合するものであること。

ア 学術を対象とすること。	○
イ 学術の進歩に積極的に寄与すること。	○
ウ 営利を目的としないこと。	○

(3) その他

上記(1)及び(2)のほか、次の各号に十分留意すること。

ア 日本学術会議の設立の趣旨及び目的に反するような決議等を行わないこと。	○
イ 会議の開催について事故防止、公衆衛生対策等に十分な措置が講ぜられていること。	○
ウ 特定の会社等の宣伝に利用されるおそれのないこと。	○
エ 特定の思想、主義、主張の普及宣伝に利用されるおそれのないこと。	○
オ 当面の政治問題に影響を及ぼさないこと。	○

○過去の後援実績について
 過去の同事業について後援実績はない。
 (ただし、昨年度までは学術会議が共催(共同主催))

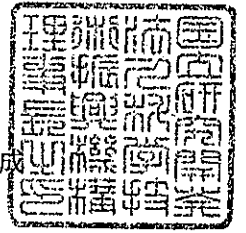
○国立研究開発法人科学技術振興機構法等については確認済み。

日本学術会議

会長 山極 壽一 殿

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成



サイエンスアゴラ 2018 (年次総会) における後援名義の使用について (申請)

標記サイエンスアゴラ 2018 (年次総会) を平成 30 年 11 月 9 日～11 月 11 日にテレコムセンタービル、日本科学未来館において開催することとなりました。

つきましては、日本学術会議の後援名義使用許可を賜りますようお願い申し上げます。

なお、サイエンスアゴラ 2018 (年次総会) 開催に係わる経費等については、日本学術会議には一切ご負担をおかけいたしません。

また、サイエンスアゴラ 2018 (年次総会) の計画概要等は別紙趣意書のとおりです。

- 1) 会議の名称 サイエンスアゴラ 2018 (年次総会)
- 2) 主催者名 主催：国立研究開発法人科学技術振興機構 後援：内閣府、文部科学省等
- 3) 会期 平成 30 年 11 月 9 日 (金) ～ 11 月 11 日 (日)
- 4) 場所 テレコムセンタービル、日本科学未来館 (東京都江東区)
- 5) 会議の性格と目的

社会の様々な関係者 (研究者・専門家、市民、メディア、産業界、行政・政治) に、これからの「社会とともにある科学」と「科学とともにある社会」の実現を目指す場を提供する。具体的には、国内外で、異なる分野・セクター・年代・国籍を超えた関係者をつなぎ、問題の解決や新しい社会的価値の創出に向けて自発的に取り組んでいる方々が集い、お互いの一年の活動を振り返り、総括し、次の活動につなげる新しいテーマを共有する。また、お互いの活動の仲間を募り、発展させ、さらには行動を起こそうとする人を新しく生み出す。

参加対象者：政策決定者、大学・研究機関関係者、中高生、教員、科学館職員、NPO 職員、報道関係者、企業、一般市民 等

6) 会議の計画の概要

① 会議内容

科学コミュニケーション活動に携わる団体・個人からの公募企画、および JST 等関連団体の主催企画により、科学技術と社会のあり方について考えるシンポジウムや ワークショップなど多様な企画を行う。参加人数 (見込み)： 1 日あたり 3,000 人程度

② 連絡責任者

国立研究開発法人科学技術振興機構「科学と社会」推進部 未来共創運営グループ
調査役 山本欣司 TEL 03-5214-7493 e-mail kyamamot@jst.go.jp

③ 広報の媒体

ウェブサイトへの掲載、チラシによる周知 等

④ 事故防止対策

事故防止に備え会場内に適切に係員を配置する

⑤ 添付資料 定款、寄付行為、会則、役員名簿、活動状況等その他団体の性格、内容を示す書類

(添付書類)

収支予算書、役員名簿、サイエンスアゴラ 2018 (年次総会) 開催趣意書、サイエンスアゴラ 2017 (年次総会) 開催報告書、国立研究開発法人科学技術振興機構法

本件についての連絡先

国立研究開発法人科学技術振興機構 「科学と社会」 推進部

サイエンスアゴラ事務局 (高橋、鈴木)

〒102-8666 東京都千代田区四番町 5 番地 3 サイエンスプラザ

TEL : 03-5214-7493 E-mail : agora@jst.go.jp

サイエンスアゴラ2018（年次総会） 収支計画書

(単位：千円)

収入

支出

科目	金額	科目	金額
運営費交付金	55,240	運営経費	52,500
企画出展料	2,160	広報関係経費	1,200
		委員会経費	700
		講師謝金・交通費等	3000
合計	57,400	合計	57,400

※不足が生じた場合には主催者が負担

国立研究開発法人科学技術振興機構 役員名簿

役職	氏名	就任日
理事長	濱口 道成	平成27年10月1日
理事	真先 正人	平成29年10月1日
理事	後藤 吉正	平成27年10月1日
理事	甲田 彰	平成27年10月1日
理事	白木澤 佳子	平成27年10月1日
監事	石正 茂	平成27年10月1日
監事 (非常勤)	徳永 良	平成27年10月1日